

兵庫県公報

平成25年5月7日 火曜日 第2488号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止（文書課）	1
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	4
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	6
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	6
○ 薬事法に基づく登録販売者試験の実施（薬務課）	6
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	10
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱等	10
正 誤	
○ 平成25年3月8日付け兵庫県公報第2472号中	11

告 示

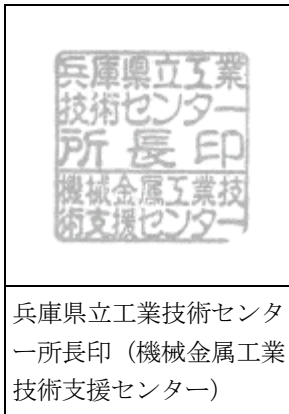
兵庫県告示第702号

次に掲げる公印を平成25年3月31日限り廃止した。

平成25年5月7日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止公印の名称及び印影



兵庫県立工業技術センター
一所长印（機械金属工業
技術支援センター）



兵庫県告示第703号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年5月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局ジャパンファーマシー 灘駅前店	株式会社 ジャパンファーマシー 代表取締役 前田 光男	神戸市灘区岩尾北町7丁目3-1	平成25年4月1日
あんしんクリニック	田所 浩	同 市中央区旭通4丁目1番4号 シティワープラザ4階	同
二宮中央薬局	小林 正雄	同 市同 区二宮町3-11-9	平成25年3月1日
まんてん堂の訪問看護	株式会社 まんてん在宅ケア研究所 代表取締役 久保 賢二	同 市長田区大橋町5丁目3-1 アスタプラザイースト008号	平成24年9月1日
あらた歯科クリニック	西川 新	同 市垂水区向陽3丁目5-30	平成25年3月5日
クリオ訪問看護ステーション	株式会社 ビュア・クリオコミュニケーションズ 代表取締役 笠間 律子	同 市同 区狩口台1丁目16-2 明舞センター第1ビル1F	同 年3月1日
いしづか乳腺外科クリニック	医療法人社団 いしづか乳腺外科クリニック 理事長 石塚 真示	姫路市下手野三丁目3番27号	同
宇野津整形外科医院	宇野津 雅哉	同 市青山西1丁目11番13号	同 月4日
こじま眼科	児島 淳二	同 市博労町91	同 年2月1日
やつづか歯科医院	八東 真一	尼崎市武庫之荘1-10-10 エスポワールビル201	同 年3月4日
さかねクリニック	坂根 正芳	明石市松が丘2-3-3 コムボックス明舞3F	同 年3月1日
池田ペインクリニック内科	池田 正浩	西宮市高松町5番39号 なでしこビル3階	同 年3月6日
くらのぶクリニック	倉信 央記	同 市青木町14番4号	同 月1日
すみれ薬局 苦楽園店	株式会社 メディカメント 代表取締役 役重 昌広	同 市南越木岩町6-20 ファミリーユ苦楽園101号	同
医療法人社団 いしかわ整形在宅クリニック	医療法人社団 いしかわ整形在宅クリニック 理事長 石川 昌彦	伊丹市中野西三丁目1番地1 マイシティ伊丹壺番館106	同
サン薬局 西台店	株式会社 サン薬局 代表取締役 大久保 映伸	同 市西台2丁目7-1 ITAMI 51F	平成25年2月1日
うおさき歯科クリニック	魚崎 一宏	豊岡市出石町町分391番地の8	同 年4月1日
飯山内科クリニック	飯山 佳英子	宝塚市中筋山手1丁目11-3	同 年3月4日
やまて薬局	村上 史恵	同 市中筋山手1-1-7	同 月1日
上久下の森診療所	安井 不二男	丹波市山南町下滝465番	同



兵庫県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

平成25年5月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

打越土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 塚 正 稔	姫路市打越421番地
同	小 林 紀 夫	同 市打越1339番地60
同	谷 川 裕 康	同 市打越1329番地15
同	岩 田 利 郎	同 市打越1245番地 1
同	玉 田 光 久	同 市打越687番地
同	谷 川 正 則	同 市打越1171番地
同	長 塚 守	同 市打越733番地 3
同	前 田 龍 文	同 市打越678番地
同	谷 川 明 洋	同 市打越1170番地
同	岩 田 敏 幸	同 市打越1213番地
同	大 塚 昌 良	同 市六角268番地 1
同	門 口 悦 美	同 市打越393番地
同	大 塚 雅 弘	同 市打越409番地
同	大 塚 公 昭	同 市打越430番地
同	大 塚 廣 昭	同 市打越535番地
監 事	福 嶋 宏	同 市打越192番地 2
同	大 塚 公 彦	同 市打越418番地 1
同	小 林 武 夫	同 市打越1217番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 塚 正 稔	姫路市打越421番地
同	小 林 紀 夫	同 市打越1339番地60
同	谷 川 裕 康	同 市打越1329番地15
同	岩 田 利 郎	同 市打越1245番地 1
同	玉 田 光 久	同 市打越687番地
同	谷 川 正 則	同 市打越1171番地
同	長 塚 守	同 市打越733番地 3
同	前 田 龍 文	同 市打越678番地
同	谷 川 明 洋	同 市打越1170番地
同	岩 田 敏 幸	同 市打越1213番地
同	大 塚 昌 良	同 市六角268番地 1
同	門 口 悦 美	同 市打越393番地
同	大 塚 雅 弘	同 市打越409番地
同	大 塚 公 昭	同 市打越430番地
同	大 塚 廣 昭	同 市打越535番地
監 事	福 嶋 宏	同 市打越192番地 2
同	大 塚 公 彦	同 市打越418番地 1
同	小 林 武 夫	同 市打越1217番地



兵庫県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
打越土地改良区	平成25年 4月 17日

~~~~~  
**兵庫県告示第706号**

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名  
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時  
平成25年 5 月 28 日（火）午後 1 時 00 分から午後 1 時 15 分まで
- 3 場所  
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
兵庫県庁第 1 号館 10 階農政環境部会議室

~~~~~  
兵庫県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
西脇市野村町字市ゴ谷1800の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
**兵庫県告示第708号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市山崎町与位字高尾山792の1、792の5、793、795、796の1、796の2、797、798の1から798の11まで、798の14、798の15、799の1から799の4まで、800の1、一宮町千町字奥田谷468の1、468の2、468の4・468の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、468の5、468の7から468の9まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市山崎町与位字高尾山794、799の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第710号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 5 月 7 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 5 月 7 日から 2 週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名      | 道 路 の 区 域                                  |    |                 |               |    |
|-------------------|--------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|                   | 区 間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>霧 滝 村 岡 線   | 美方郡香美町村岡区熊波字前田1564番1から                     | 旧  | 4.0から<br>8.0まで  | 489.0         |    |
|                   | 同 郡同 町村岡区熊波字御鳥居1434番6まで                    | 新  | 4.0から<br>11.0まで |               |    |
| 県道<br>山 田 新 温 泉 線 | 美方郡新温泉町藤尾字丸山416番10から<br>同 郡同 町藤尾字川東515番1まで | 旧  | 5.0から<br>10.0まで | 151.0         |    |
|                   |                                            | 新  | 5.0から<br>16.0まで | 150.0         |    |

~~~~~

兵庫県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年 5 月 7 日から 2 週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 本郷東浜谷線	篠山市火打岩字西原ノ坪272番から 同 市火打岩字中ノ坪182番まで	旧	4.0から 8.0まで	103.0	
		新	4.0から 9.0まで 5.0から 10.0まで	103.0 112.0	一部 予定地 予定地



兵庫県告示第712号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成25年 5 月 16 日（木）午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町 3—2—5 兵庫県西神戸庁舎 4 階401会議室
- 3 被聴聞者
氏 名 岡 田 壽 夫
登 録 番 号 （兵庫）第7001号

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
50 リットル 券	船舶	H11 4965217 ～ H11 4965220	平成25年 5 月 31 日	4	神戸市長田区浜添通 6—1— 26 青山石油株式会社	神戸 県民局	平成25年 3 月 22 日
10 リットル 券	同上	H11 4965229 ～ H11 4965239	同	11	同 上	同上	同



薬事法に基づく登録販売者試験の実施

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成25年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
平成25年 8 月 25 日 (日) 午前10時から午後 3 時まで	神戸市西区学園西町 8 丁目 2-1 兵庫県立大学神戸商科キャンパス
	姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス

※ 受験者数が少数の場合、試験会場は兵庫県立大学神戸商科キャンパスのみとする。

2 試験科目 (筆記試験)

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 受験資格及び提出書類

次の表に掲げる受験資格のいずれかに該当する者であること。

なお、平成20、21、22、23年度及び平成24年度に兵庫県が実施した登録販売者試験を受験した者は、その受験票をもって提出書類欄に掲げる卒業証明書及び実務経験 (見込) 証明書に代えることができる (受験票を紛失した場合は、受験申込時に申し出ること)。

	受験資格	提出書類
1	(1) 旧大学令 (大正 7 年勅令第388号) に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者 (2) 平成18年 3 月 31 日以前に学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく大学 (短期大学を除く。) に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者 (3) 平成18年 4 月 1 日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程 (同法第87条第 2 項に規定するものに限る。) を修めて卒業した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 左記の卒業証明書 ウ 写真 (出願日前 6 箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
2	上記 1 以外の者で、旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1 年以上薬局又は店舗販売業、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者 (1 箇月に80時間以上、連続して 1 年以上従事した者)	ア 登録販売者試験受験願書 イ 左記の卒業証明書 ウ 実務経験 (見込) 証明書 (被実務経験証明者に係る勤務 (見込) 状況報告書、又は勤務簿等を添付のこと) エ 写真 (出願日前 6 箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
3	4 年以上薬局又は店舗販売業、一般販売業 (卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者 (1 箇月に80時間以上、連続して 4 年以上従事した者)	ア 登録販売者試験受験願書 イ 実務経験 (見込) 証明書 (被実務経験証明者に係る勤務 (見込) 状況報告書、又は勤務簿等を添付のこと)

		ウ 写真 (出願日前6箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
4	次の(1)又は(2)に該当する者のうち、上記1から3に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者 (1) 外国薬学校卒業者等 (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局又は店舗販売業、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	左記の受験資格及び提出書類については、兵庫県健康福祉部健康局薬務課に問い合わせること。

4 受験手続

(1) 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課、各健康福祉事務所(新温泉健康福祉事務所を除く。)、神戸市保健所(神戸市保健福祉局健康部予防衛生課)、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所(以下「受付機関」という。)及びインターネットの兵庫県ホームページにおいて平成25年5月7日(火)から配布する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_112.html

(2) 受付期間

平成25年6月3日(月)から同月14日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成25年6月14日(金)必着とすること。

(3) 提出方法

持参により提出すること。ただし、住所地及び実務に従事した薬局等(実務経験証明書記載の薬局等)の所在地が兵庫県外の者については、郵送による提出も受け付ける。

なお、郵送の場合は、封筒(角形2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)の表面に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きの上、兵庫県健康福祉部健康局薬務課へ送付すること。

(4) 提出先

ア 住所地又は実務に従事した薬局等の所在地の受付機関

イ 住所地及び実務に従事した薬局等の所在地が県外の場合は、兵庫県健康福祉部健康局薬務課
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(5) 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成25年9月27日(金)午前10時に各受付機関において、合格者の受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに2週間掲載するほか、合格者に合格通知書を郵送する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_112.html

6 試験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話 (078) 341-7711 内線3308、3309、3310



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 5月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 スーパーマルハチウッディタウン店
 所在地 三田市あかしあ台5丁目31番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ダイセイ
 住所 神戸市灘区水道筋二丁目6番地
 代表者の氏名 栗 花 正 雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社マルハチ
 住所 神戸市灘区水道筋二丁目6番地
 代表者の氏名 栗 花 正 雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成25年12月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,971平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 100台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 58台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 197平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 22.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルハチ	午前9時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時45分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設②、③	午前6時から午前8時45分まで

- 8 届出年月日
 平成25年 4月 4日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間
平成25年 5 月 7 日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成25年 9 月 9 日
- (2) 提出先
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表尼崎市の項中

「

	有料老人ホーム スーパーコート猪名寺	同 市猪名寺 2 丁目10—8
--	--------------------	-----------------

」

を

「

	有料老人ホーム スーパーコート猪名寺	同 市猪名寺 2 丁目10—8
	有料老人ホーム スーパーコート武庫之荘	同 市南武庫之荘 2 丁目18—18

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第147号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第 1 項の規定により、次のとおり平成25年 4 月 2 日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号）第 1 条第 2 項の規定により公示する。

平成25年 5 月 7 日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

1 委嘱をした者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
細 川 歩	洲本警察署 (0799) 22-0110	洲本警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏 名	活 動 区 域
児 島 俊 次	洲本警察署の管轄区域

正 誤

○平成25年 3 月 8 日付け（兵庫県公報第2472号）

兵庫県選挙管理委員会告示 6 号（平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	3	同 市大久保町111-1	同 市大久保町森田111-1
15	9	同 市大久保町111-1	同 市大久保町森田111-1